

令和7年度荒川区第1回自立支援協議会定例会議議事録

開催日：令和7年7月4日（金）

時 間：午後2時～3時20分

場 所：アクロスあらかわ1階多目的ホール

事務局（障害者福祉課長）：

それでは定刻になりましたのでただ今から令和7年度第1回荒川区自立支援協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。最初に福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

福祉部長：

皆様こんにちは。4月から福祉部長を務めさせていただいております○○と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は自立支援協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。この協議会は障がい者の皆様が安心して、地域で自立した生活を継続できる社会の実現を目指すために集まっています。本日は基幹相談支援センターの活動報告や、今後の区の取組をご説明させていただきますので、ご意見などいただければ幸いでございます。

また、本日一部の委員の方に「荒川区基本構想策定に関する団体ヒアリングの実施について」という資料を配付させていただいております。荒川区では現在、平成19年3月に策定いたしました基本構想の改訂を進めさせていただいております。今回の基本構想は、2040年の荒川区の将来像とその実現に向けた基本的な指針を定めますが、区内の関係団体の皆様や区民の皆様からご意見を伺いながら策定をしたいと思います。つきましては大変お忙しいところ恐縮ではございますが、本日の会に参加されている施設、そして事業所の運営に携わっておられる皆様にご意見を頂戴できればと思いますので、配付させていただいておりますヒアリングシートにご意見を記入していただきまして、8月29日を目途に障害者福祉課までご提出いただければと思います。何十年に1回の策定ですので、現時点での基本構想にも障がい者の部分は入っていますけれども、また皆様の声を反映した形で策定できればと思っておりますので忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

最後になりますけれども、もう夏のような暑さになっております。熱中症などには十分にご注意いただきまして、くれぐれもご自愛いただきますようお願いいたします。それでは本日の協議会、どうぞよろしくお願ひいたします。

（事務局による資料の確認 次第・資料1～資料4・参考資料1～3）

事務局（障害者福祉課長）

それでは次第2、本協議会の委員のご紹介を行いたいと思います。新しく着任された委員もいらっしゃいますので、皆様よりお名前とご所属など自己紹介をお願いいたします。

会長：

会長の○○でございます。荒川区医師会の前会長を務めておりました。この会議には10年前から参加させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

副会長：

所属は以前に代表をやっておりました『荒川やさしい街づくりの会』から推薦いただいて、現在、障がい者相談員としての役割も果たしております。この協議会に対して皆様からいろいろなご意見をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

『荒川区視力障害者福祉協会』〇〇委員、『荒川区聴覚障害者協会』〇〇委員、『荒川区特別支援学校設置校長会』代理・〇〇委員、『荒川区心身障害児者福祉連合会』〇〇委員、『株式会社 大起エンゼルヘルプ』〇〇委員、『アライな当事者会、荒川たびだちの会、ピアなかまのわ』〇〇委員、『荒川区精神障害者家族会（荒川めぐみ会）』〇〇委員、『社会福祉法人 窓の陽（まどのひ）』〇〇委員、『特定非営利活動法人 かがやき』〇〇委員、『荒川区立心身障害者福祉センター（たんぽぽセンター）』〇〇委員、『有限会社 ビーブル介護サービス』〇〇委員、『ハローワーク足立』〇〇委員、『荒川区障害者基幹相談支援センター』〇〇委員、『社会福祉法人 すかい（スクラムあらかわ）』〇〇委員、『区立精神障害者地域生活支援センター（支援センター アゼリア）』〇〇委員、『東京都立花畠学園』代理・〇〇委員、『東京都立墨田特別支援学校』〇〇委員、『区立教育センター 特別支援教育係』〇〇委員、『荒川区立荒川生活実習所』〇〇委員、『荒川区障害者就労支援センター（じょぶ・あらかわ）』〇〇委員、『荒川区社会福祉協議会』〇〇委員、『特定非営利活動法人 荒川区心身障害者事業団』〇〇委員、『区福祉部長』〇〇部長

事務局（障害者福祉課長）：

それでは議題に入らせていただきます。ここからは本日の会の進行を当協議会の会長であります〇〇会長にお願いいたします。

会長：

皆様におかれましては、梅雨明け前の猛暑の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今年、2025年は団塊の世代が75歳以上になる、そういう指摘が以前からされていた年になります。それに対応してきた荒川区は地域包括ケアシステムを構築してまいりました。中でも障がいを持った方が住み慣れた荒川区で安心して地域で暮らせる社会を目指す、というのがこの自立支援協議会と思います。先ほど部長からもお話がございましたように、今年度新たに令和7年度版が始まります。これまで皆様方がこの場で協議をして実現してきたことをさらにプラスアップして、2025年問題に対応できるように、皆様方のさらなるご協力を賜りたく会を進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。それではこれより令和7年度第1回荒川区自立支援協議会を開催いたします。

次第3「令和6年度荒川区障害者基幹相談支援センター活動報告」、次第4「令和6年度モニタリング検証実施報告及び今後の取組」につきまして、基幹相談支援センターの〇〇さんお願ひいたします。

荒川区障害者基幹相談支援センター（〇〇所長補佐）

基幹相談支援センターの活動報告としてお話をさせていただければと思います。基幹相談支援センターは令和2年からスタートしまして5年になりましたので、その5年のこと振り返りながらご報告をさせていただければと思います。報告のテーマは“つながる”“つながりあう”“つなげる”です。

初めに基幹相談支援センターの役割、求められている機能について少しおさらいしていきたい

と思います。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割として、地域の相談支援の体制の強化・人材育成・相談支援体制の整備や地域づくりに取り組んでいます。自立支援協議会にも関与させていただきながら、地域づくりをどうしていくとか、関係機関の連携等を強化していく、そんな役割を中心としてやってくださいと言われているものです。本日のテーマの“つながる”“つながりあう”“つなげる”的ところについて、どんな意図で使っているかを整理したいと思います。

まず、“つながる”は、初めに基幹を知ってもらうとか、困りごとや課題を教えてもらうといった、基幹からつながりにいくという意味合いで使っています。図のように基幹から矢印が関係機関に伸びています。

“つながりあう”は基幹を活用してもらう、基幹に相談いただいて活用してもらう、逆に基幹から協力を仰ぐ、応援してもらうというところで矢印が双方向に向いています。

“つなげる”は基幹として関係機関とつながり合ったのを当事者(利用者)の方のために関係機関同士をつなげあう・つなげる、当事者を中心に関係機関同士をつなげるという意味合いであります。

そういういった用語の整理をした中で、この5年間で取り組んできたところです。

“つながる”的ところにおいては、巡回訪問させていただいて、その中でヒアリング等をして「困っていることはありませんか」とか、「課題と感じることはありますか」など、回って聞かせていただいております。そういう中で基幹を知ってもらう取組をしてきました。

“つながりあう”に関しては、他分野、他機関などから相談いただいた事例に対して伴走をして、その中で連携をさせてもらうとか、その逆で基幹から事例に対して他分野・他機関に応援を要請する、協力を仰ぐというようなこと、あるいは自立支援協議会へ参画、いろいろな部会、ワーキンググループに参画させていただいておりますけれども、参画しながら関係機関と連携を強めていくということで取り組んできました。

“つなげる”は課題に応じて適切な支援機関を紹介することです。それから相談支援専門員等が実施するケア会議などでファシリテーション等のサポート、ケア会議に同席をして、その中でチームをちゃんと作っていけるようにサポートすることもしております。

最後に二つの「きく」ということを大事にしたコミュニケーションサポートとありますけれども、これに関しては昨年度の報告の中で二つの「きく」を大事にしてきたことをお話させていただいたと思います。

そのことで、5年間“つながる”“つながりあう”“つなげる”を意識して取り組んできた中ではありますが、令和6年度、昨年度はこんな活動をさせていただきましたということで、特に今までずっと積み上げて来た活動もあります。昨年度で言うと、児童の計画相談の増加、待機の事例が積み上がっていたこと也有ったので、そこの振り分けを基幹のほうで旗を振りながらやらせていただいたり、報酬改定の説明会、共同型の事業所の説明会なども実施いたしました。

あとは、高齢分野で、地域ケア会議をやっているところにオブザーバーとして参加し、高齢のところのつながりも維持させてもらったり、スクールソーシャルワーカーとの連絡会をさせてもらったり、年度末にはスクールソーシャルワーカーの方々と事例検討などもさせていただいて、教育関係のつながりも作らせていただきました。

基幹の活動報告はいったんここまでにいたしまして、ここからは医療的ケア児コーディネーター事業の活動報告をさせていただきます。

医療的ケア児コーディネーター事業は、令和4年度から、基幹相談支援センターとして医療的ケア児コーディネーター事業の委託を更に受けているという、少し複雑なことではありますけれども、こちらについてもご報告させていただきたいと思います。

令和6年度の医療的ケア児コーディネーターとしての活動としては、事例や関係機関へのコー

ディネート業務への関わりに加えて、医ケア部会に参画をいたしました。また、年度末には医療的ケア児支援者研修会を開催しております。医療的ケア児コーディネーターとの連携について区障害者福祉課とともに整理をさせていただいております。なぜ整理をさせていただいたかというと、令和4年度にコーディネーターの事業を受託させていただいて以降、コーディネーターとしての取組の幅を広げながらやらせてもらっていましたが、コーディネーターはどこまでのことをやってくれるのか等、他の支援関係者とコーディネーターとの間で役割の認識のブレがちょっと生じて来てしまったということがありましたので、改めてコーディネーターの役割を区障害者福祉課と整理させていただきました。

ここからは整理の内容をご紹介させていただきます。

医療的ケア児コーディネーターの役割は、関係機関コーディネートがメインになります。大きく分けて二つあり、多分野にわたる必要なサービスを総合的に調整する役割、もう一つは地域の関連機関へつなぐ中心的な役割を担うといったものです。この二つを大きな柱にしています。

多分野にわたる必要なサービスを総合的に調整することについては、こんな場面がありますということで入れさせていただいております。ご本人や世帯に大きな変化があった時、多分野にわたってサービス、医療や福祉協力など多岐にわたりますが、そういったところのサービスの調整が必要であったり、医療的ケア児の方のサービス等利用計画を作っている相談支援専門員が支援に少し行き詰った際に、サポートすることも医療的ケア児コーディネーターの仕事です。それから地域の関係機関につなぐ中心的な役割については、周りに関係機関の方がいて、中心に当事者の方やご家族がいらっしゃるということですけれども、その間をつなぐ役割がコーディネーターの立ち位置になります。これ実は利用者さん、当事者の方が一からチームを作る場合は中心に寄った立ち位置になりますけれども、もともとでき上がっているチームに対して、後からサポートに入ることがあるのです。そういった場合は医療的ケア児コーディネーターの方が、外から見ながらサポートするという立ち位置に変わったりもします。医療的ケア児コーディネーターの役割をこんな形で整理してきました。

話を本筋に戻させていただきます。実際にこの“つながる”“つながりあう”“つなげる”をどこまでこの5年間で進められたかですけれども、大体“つなげる”的少し進んだぐらいかというところで、“つなげる”というところはまだまだ不十分、未達成という評価をしているところですけれども、どうしてそういう評価になったのか、これを少しご説明いたします。

部分的にできているところもあるけれども、ここから先に進むための道がまだまだとても舗装できていないという感覚を覚えています。それがどうしてそういう評価になったかというところで事例を三つほどご紹介させていただきます。

事例① 地域包括支援センターから基幹相談支援センターに相談をいただいた事例です。50代の身体障がいと高次脳機能障がいをお持ちの方で介護保険の2号要介護1に該当しております。介護保険ということもあったので介護保険サービスを利用していたのですけれども、包括の方から50代ということもあるので介護保険サービスではミスマッチのところもあり、もうちょっと本人に合った障がいの方でのサービスはないかというご相談でした。

事例② これも地域包括支援センターから基幹相談支援センターに入った相談ですけれども、この方は50代の脳性麻痺で軽度の知的障がいがあった方です。いわゆる「8050」の事例であり、高齢のお母さんと50代のお子さんがいてというような事例です。これは本人ではなくお母さんを担当している包括の方から、家に相談に入っていて「こういう息子さんがいるのだけれども、将来のこともちょっと不安だから基幹も一緒に考えてもらえないか」ということで相談が入ったものです。

事例③ 高齢のケアマネージャーさんから相談が入っている事例で、ケアマネさんから「高次

脳機能障害のお父さんがいるということで障がい分野として相談に乗ってもらえないか」ということで相談が入ったのですけれども、関わってみたらご家族全体でいろいろな課題があって、いわゆる「重層」の事例です。ということで役割分担をしながら進めた事例です。

この三つの事例には共通点があるのですが分かりますか。どの事例も障害福祉サービスにつながっていない事例で、基幹に相談が入った事例なのです。そのうち①と②の事例に関しては、そういう状態から基幹で1回受け止めて状況確認をして、この事例に合った専門的な相談窓口につなげたいと動いたのですが、うまくつなげられなかつたものです。③の事例は逆に専門的な相談窓口にうまくつながり、つながったことによりちゃんと支援の輪が広がって展開していった事例です。

専門的な相談窓口につながるのとつながらないのとで、事例がその先どう進むかが全く変わってしまいます。先に進めないような事例とか専門的な窓口になかなかうまくつなげられない事例があった時にどうすればよいかということで、少し3層の重層的な相談支援体制の説明をお話していきたいと思います。

これは国が出しているものなのですけれども、日本の障害福祉の相談支援は重層的、3層構造で考えていますということです。これは簡単にすると、1層目は障害福祉サービスを活用して相談支援、いわゆる計画相談、相談支援専門員などが関わる事例です。3層目は基幹相談支援センター、私たちが担わせていただいているような役割です。それでこの2層目です。2層目が障害福祉サービスによらない、障害福祉サービスの利用につながっていない方の幅広い障がい者相談支援が2層目の役割になって来ます。ですからさっきの事例もそうなのですけれども、2層目の役割が結構重要になって来ます。しかし1層目、あるいは3層目に全く課題がないわけではありません。1層目は1層目で、相談支援専門員をちゃんと育てていかなければいけない課題もありますし、3層目の私たちは支援体制の整えきれていないところはしっかりと整えていかないといけない。そういう課題があるわけですけれども、先ほどの事例をちゃんと対応していく、作り上げていくのがこの2層目の役割になってくるわけです。ですので、この2層目の体制整備強化がこれから必要ではないか。先ほどの道の図で、道路の先が消えていましたが気づきましたか。その先の道に進むための道路を舗装していくためには、この2層目の体制整備が必要なのではないかと思っております。

どのような相談窓口が続いていくのかを改めて確認をして、相談窓口たちが互いに役割を決めて、発信し合って理解を深め合い、その上で利用者にとって必要な相談支援などを協働して行う。どこか1か所だけが頑張るのではなく、「この障がいはあなたのところが専門なので、あなたのところで頑張ってください」ではなく、協働する形を作っていくらよいのではないかと思います。図には2層目は市区町村の障害者相談支援事業となっていますが、行政だけがやることではないということを言っておきたいです。行政と地域の民間事業所等でしっかりと協働して作っていくというところが必要かと思います。

会長：

ありがとうございました。それではただ今のご報告に対して、ご質疑があれば举手をお願いいたします。

副会長：

先ほどの基幹相談支援センターの活動報告の中で、“つながる”“つながりあう”“つなげる”ということを言わましたが、それについて“つながる”“つながりあう”というのは基幹の問題だと思うのですが“つなげる”というところで、いまだに利用者の方が相談に行っても、たらい回

しにされたとか、そういうことが起こっているので、これは丁寧に説明をしていただいて、本人が納得いくような説明をして、いろいろやっていただきたいと思います。

最近、難病の方が移動支援を受けたくて窓口に聞きに行ったけど、「どこどこへつなげられた」とか、言葉がちょっと分かりづらい人だったので、なかなか情報が受け止められなかつたのか、ここに行ったらまたここは違うと言われて、どこかに回されたという感じです。ただ支援を受けるための申請をすればよいだけの話なのだけども、申請する人もする当事者もなかなかいろいろなことが分かっていないくて、訪ねてあっちへ回され、こっちに回されてということが、従来とあまり変わっていないなというのが私の印象です。これをしっかりやっていただける方がよいかと思います。今日このようなご報告が出たのでお話をさせていただきました。

荒川区障害者基幹相談支援センター（○○所長補佐）：

ありがとうございます。どの相談窓口がどんなことをやっているか、ということをお互いに認識をして、正確にこういう相談であればここに相談するといいですか、そういう基盤を作れるといいと思います。また、基幹相談支援センターだけではなくて、各相談窓口も紹介した後にちゃんとつなげるというところまでしっかりとやるべきだと私は思うので、そういった丁寧な相談支援をしていけるように整備をしていけたらと思います。

会長：

ありがとうございます。他にございますか。

○○委員：

基幹相談支援センターの取組についてご説明ありがとうございます。これまで取り組んで来たことということで、資料1にいろいろ書かれていますけども、他分野・他機関だけではなくて、自分の職場の事業所ですと、他の地域の方とかの利用希望であったり、区民なのだけれども、計画相談の事業所が区内はもういっぱい、他区の相談支援を利用されている方とか、区をまたがった連携みたいな事例がちょっと増えてきているのかと思っていまして、そこへの対応をやっていただけないとよいかと思うのと、第2層のところがまだ道半ばだというご説明があったのですけども、第2層のところにピアカウンセリングだったり、前のページの事例とともに、今、自分はひきこもりの家族会『荒川たびだちの会』のお手伝いをさせていただいているのですけども、やっぱり複雑な8050だったりとか、本当に親も子も支援が必要な状態だったりとか、そういった事例がどんどん増えていると思うので、ピアカウンセリング、こちらぜひ精神の分野とかひきこもり分野に関しても、今後強化をしていただけて、広げていただけるとうれしいと思います。

荒川区障害者基幹相談支援センター（○○所長補佐）：

ありがとうございます。1つの課題となっている相談支援専門員が見つからないというお話は本当に課題となっていて、なかなか相談支援専門員が増えていかないという問題があり、ずっと考えていかなければいけないと思っております。その一つとして、事業所を増やすことはけっこう大きなことなのですが、その事業所が体力をつけて、相談支援専門員を増やしてもらうと、その分受けられるケースが増えるということはあると思うので、そういった意味でちょっとお話をしましたが、協働型の事業所です。要は協働型でやると機能強化という形になり、ベースでもらえる収入が増えたりするのです。計画を1件作つたらいくらみみたいに、その収入を増やすことで、相談支援専門員を新しく雇ってということでやっていけないかというところ。それで全て解決になるものではないと思うのですけども、そういったところもちょっと視野に入れながら、基

幹としては協働型の事業所の推進をやっていきたいと思っているところであります。二つ目は何でしたか。

○○委員：

やはり先ほどご説明のありましたような複雑な事例も増えてきていますので、こういった問題に丁寧に対応していくために、ピアの活動をぜひお願ひしたいと思っています。

荒川区基幹相談支援センター（○○所長補佐）：

ありがとうございます。ピアの方との活動も当初から大事にしてきているところなので、協働しながら解決できるところは解決していく姿勢をもってやっていきたいと思います。

会長：

ほかにございますか。ご質疑がなければ、ただ今の資料1については了承という形で進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（一同了承）

会長：

引き続き資料2.についてよろしくお願ひいたします。

荒川区障害者基幹相談支援センター（○○所長補佐）：

それでは後半部分、モニタリング検証実施報告をさせていただきます。まず、モニタリング検証とはどんなものかというところを簡単にご説明したいと思います。

基幹として行う人材育成の取組の1つで、基幹が対象とするのは主に相談支援専門員の方というところですけども、ケアマネージメントプロセスですね、要は相談支援専門員の方が行う業務の中で、支援実践がちゃんとやれているのだろうかを検証する、確認をする、見つめ直すという機会を、支援実践の中で作って行くことで支援力アップ、ひいては相談支援の質のボトムアップを図っていくことを目的に行うようなものです。

モニタリング検証という名称は通称で、ややこしいところがあるのですが、基本的にはケアマネージメントプロセスの中で人材育成を行っていくということになります。

荒川区では基幹として、令和3年度からモニタリング検証を実施させていただいている。過去には、令和3年、4年に関しては、事例検討をベースとして振り返る機会みたいなものをモニタリング検証として作ってきたのですけども、令和5年度からは、こちらにもある通り、OJT型ということで実施させていただいている。OJT型がどういったものかと言うと、相談支援専門員と人材育成の立場にある主任相談支援専門員が、相談支援専門員の計画相談の新規の面談に同行をして、主任相談支援専門員が面談をする様子を見せるというところがまず一つです。面談をして終わりではなく、それぞれ主任と相談支援専門員とでサービス等利用計画を作ってみて、お互いに持ち寄ってフィードバックをする。最後は相談支援専門員の方と主任相談支援専門員がそれぞれアンケートで回答し、どういうことを中心にフィードバックをしたか、指導をしたかということを振り返るといった流れで、令和5年度からはOJT型としてやらせていただいている。

令和6年度は、評価ポイントを整理して焦点化をさせていただいた上で実施をしています。どういったところを見ればよいかというところを整理させてもらったのですけども、包括的に捉える視点（幅広くその人を捉えることができているだろうか）、根拠の明確化（こういうサービスが

必要ですと言うのだけども、それがサービス等利用計画に必要な根拠としてちゃんと入れられているか)、強みの部分をちゃんと見た計画を作れているか、そういうことを評価ポイントとして整理をして、実施をさせていただいたというところです。これが実施のまとめになります。左側は感想や主任の振り返りとなっています。右側の課題と今後に向けてというところを中心にご説明をさせていただきます。

一つ目、評価ポイントを整理したことによって、相談支援専門員によるスキルのばらつきが大きいということが判明しました。相談支援専門員としての経験年数や、初任・現任等としてのステージによる関連性は見られなかったことが見えてきました。では、スキルのばらつきに何が影響しているのかというと、所属する事業所の人材育成環境の影響が考察として出てきたわけです。

二つ目、本人のニーズは面談でちゃんと引き出せているのだけれども、サービス等の情報不足によって、必要なサービス・支援が提案できていないという事例も見えてきました。しっかりと本人のニーズが捉えられているのに、それに対して提供するサービスの持ち球が少ないということです。そうしたことから、どういうことが必要かということで、他事業所の相談支援専門員と情報や支援のノウハウを共有する場や機会が必要ではないか。一事業所の中だけでやっていると情報が偏ったりしますが、いっぱい関わっていれば、それだけいろんな事業所さんとつながりもできたりします。たとえば一人事業所と複数いる所とでは情報の差というのは出てきてしまうので、そこの差を埋めるために、事業所同士で情報共有などができる機会や、支援のノウハウを共有する場が必要ではないかと思います。なので、各事業所内における人材育成環境の充実、他事業所との協働の重要性が大切だと思っています。

モニタリング検証の報告については以上となります。

ここからは、前半の話とモニタリング検証のポイントの整理と、今後に向けての方針ということでお話をさせていただきます。報告の順番と前後してしまうところもあるのですけど、

point 1. チーム支援を意識し実践できる相談支援専門員の育成、そのための育成環境づくり。これは主に3層構造の1層目に当たるところのアプローチと考えています。チーム支援を意識したといきなり出てきているのでちょっと不思議に思うかもしれないんですけども、基幹では主任相談支援専門員の方に協力を得ながら相談支援専門員の法定研修会、初任者研修と中間研修のインターバルをとって、中間での実習という対応をさせていただいている。今日も現任者の方が来られていますけども、昨年度の振り返りの中で、主に現任者の方ですが、チーム支援というところの意識がちょっと低いかもしれない。相談支援専門員の方が背負っているところが多い。「もっとチームで支援できるようにした方がよい」という話が出たので、チーム支援を意識することは大事ということで入れさせていただいている。これは私が言ったわけではなくて、主任の方から指摘があったということなのです。

point 2. 前半の最後の方に話をさせていただいているけども、2層目を担う相談支援の体制整備と連携強化についてです。説明させていただいた通り、3層構造の2層目へのアプローチというところです

point 3. 本人の意思決定支援を土台に据えた相談支援の実践というところで、相談支援に限らず支援活動を行っていくとき、本人の意思決定というところは根幹であり土台であるということで、ここを外すことはできないということで point3.として入れさせていただいている。

この三つの point を踏まえて、最初に5年間やらせていただきましたが、これからさらに5年間、基幹としてどういったところを目指して行けばよいだろうかということでロードマップを作成しましたので、三つの point に沿って説明をさせていただきます。

point 1. 『チーム支援』を実践でき、『地域課題』を認識でき、『ソーシャルワーク』を実践できる相談支援専門員の育成ということです。そのために今までやって来た相談支援専門員の方、

個別へのアプローチとして事例への伴走・OJT・モニタリング検証を通じた研鑽の機会づくりといった形での人材育成と合わせて、個々の相談支援専門員さんだけのアプローチだと正直追いつかないといった問題があります。相談支援専門員さんも複数いますし、一人一人じっくりやつていくとかなり労力や年数がかかるので、組織アプローチを作らせていただきました。各事業所で相談支援専門員さんを育成していく力をつけていけるように、ノウハウの共有や協働型事業所の推進等をし、個別へのアプローチもしながら、組織として人材育成ができる体制を作っていく、『チーム支援』を意識しながら実践できる相談支援専門員さんを荒川区として育成していくと考えています。

point 2.2層目の連携強化、体制整備のところに関しては2層目に当たる相談窓口の説明会を開催させていただいて、お互いのことを知って、お互いで協働し合えるところを見つけてもらい、自分の役割を認識していただく機会を作っていくことで、連携強化をしていかなければと考えております。

point 3.意思決定支援の推進、これを土台に据えて、全てのことについて意思決定支援というところをとにかく刷り込んで行く。呼吸をするかのように、染みついているような状態を作っていかなければよいかと思います。

そういう取組を通して、一番右側のそれぞれの立場の人が役割意識を持って、それぞれ得意なことを活かし、協働できる相談支援体制の構築を目指していかなければよいと思います。目指していくことによって、制度と制度の狭間で振り回されないように、そういう方をなるべく減らして行く体制が作っていかなければと思います。また、この向こう5年間、基幹相談支援センターとして取り組ませていただきたいと思います。この取組、正直、基幹相談支援センターの事業そのものが基幹だけではできなくて、皆様のご協力のもとに成り立っているものではありますので、これからも皆様と協働させていただきながら、荒川区の相談支援体制を整えて目指していきたいと思っております。基幹相談支援センターの活動報告ならびに今後に向けての説明は以上となります。

会長：

ありがとうございました。時間も押しておりますけども、今のところでご質問したい方はいらっしゃいますでしょうか。特になければ了承という形で進めて行きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(一同了承)

会長：

続きまして「令和6年度拠点コーディネーターの活動報告について」を『ソラティオ23』の〇〇さんよりご説明をお願いいたします。

拠点コーディネーター：

ただ今ご紹介にあずかりました『ソラティオ23』拠点コーディネーターの〇〇と申します。本日は令和6年度の拠点コーディネーターの活動とその活動から見えてきたことについて報告したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

地域生活支援拠点の趣旨ですけれども、障がい者の重度化・高齢化・親亡き後を見据えて、緊急時の対応、施設や病院等からの地域移行の推進を担っております。令和6年度から障害者総合支援法に位置づけられるとともに、整備に関して市町村の努力義務が設けられています。

地域生活支援拠点として備えるべき機能は、①相談、②緊急時の受け入れ対応、③体験の機会・場の確保、④専門的人材の確保・養成の四つを柱にしまして、⑤地域の体制づくりを目指すこととしています。

荒川区はこちら七つの事業所が登録されておりまして、複数の事業所で地域生活支援拠点の五つの機能を担っております。また拠点ワーキングとして体制整備にも取り組んでまいりました。私は昨年から拠点コーディネーターとして配置されております。

ここからは拠点コーディネーターの活動についてお話をしたいと思います。

地域生活支援拠点の五つの機能ごとの拠点コーディネーターとしての活動と年度目標を図に表したものです。①相談では個別事例を通じて対象となる方の把握ですとか、ケースの傾向をつかむ。②緊急時では拠点ワーキングに参加しまして、地域生活支援拠点の連携体制システムの運用を試験的に取り組んでいく。③体験では、各部会活動への参加を通じまして関係機関同士の顔の見える関係づくり。これは私自身がという意味ですけれども、関係づくりに努めていくこととしました。それらの活動を積み上げていく中で、令和6年度は拠点コーディネーターを知ってもらうということを目標としていくこととしました。

こちら上半期と下半期の活動をまとめたものですけれども、個別の相談ですとか、対応を徐々にお受けして件数を積み上げていくとともに、関連する部会にも参加して少しづつ拠点コーディネーターについて知りたかったかと思います。少しづつ拠点コーディネーターを知りたやすく中で、個別の相談が入って来るルートというのも増えてまいりました。『スクラムあらかわ』への短期入所及びトワイライトに関するヒアリングを行ったことは、現状を知る機会となりました。

活動から見えてきたことについてお話をしたいと思います。対応した個別事例から今日は二つの事例を紹介したいと思います。

事例① 相談支援専門員はおり、サービスも利用しているのですけれども、緊急時を想定した準備がまだできていない事例です。こちら50代の精神障害と視覚障害の重複した障がいのある方で80代の高齢のお母様とご兄弟の3人暮らしをしていらっしゃいます。お母様に認知機能の低下が見られまして、親の支援なき後について考えていかなければならない事例です。私、拠点コーディネーターとしては、既に支援をしている支援チームと会議を開催しまして、この世帯の現状の把握を行っております。こちらの事例から見えてきた課題ですけれども、まず、本人の意思決定が置き去りであった。支援者が様々な障がいにも対応できるようになることが必要。短期入所が区内は2か所なのですから、その2か所では選択肢が少ない上、ご本人の障がい特性にマッチしておらず、緊急時に備えた準備が進まないでいる。今後に向けてですけれども、まずご本人様との関係支援づくりとご本人の意向を確認していくこと。あとは支援者が知識・経験というか、他者の見立て等を知って様々な障がいに対応していくようになることが大事だと感じました。また、短期入所が2か所ということで、他区の社会資源も活用しつつ、区内でも様々な障がいに対応できるよう整備を進めていくことが必要だと思いました。

事例② こちらの事例は、これまで全く福祉サービスを利用してこなかった事例です。ご本人様は50代の脳性麻痺のある方で90代のお母様と2人暮らしをされていらっしゃいます。お母様に認知機能の低下が見られまして、お母様がずっと役所の手続きなどサポートしてくださっていたのですけれども、そのお母様が役所に来られないことからその世帯の変化に気づきまして、障害者福祉課の地区の担当ケースワーカーさんから拠点コーディネーターに相談が入った事例です。拠点コーディネーターとしては、地区担当ケースワーカーさんとお母様にケアマネージャーさんが付いていたので、ケアマネさんと一緒にご自宅を訪問しまして、世帯の現状の把握とアセスメントを行いました。この事例はその後サービス導入となりまして、今は相談支援専門員さんにバ

トンタッチしております。こちらの事例から見えてきた課題ですけれども、支援につながってこなかつた方をどのように把握していくのか、あとは、卒業後に支援が途切れてしまう人がいるということが見えましたし、この方は緊急で福祉サービスを導入したかったのですけれども、先ほどの基幹の話にもありました相談支援専門員さんが少ないというところですとか、既に手いっぱいです、すぐに見つからないということが課題として挙がりました。今後に向けてですけれども、サービスにつながっていない人の把握ですとか、ライフステージの変化があっても支援が途切れない、緊急の福祉サービスの調整に対応できる仕組み作りが必要ではないかというふうに考えております。

先ほどの二つの事例を含めまして活動から見えてきたことを六つ挙げさせていただいております。一つ目、先ほどの二つ目の事例もそうでしたけれども、サポートしていた親御さんの入院ですとか環境の変化によって支援が必要になる方の存在が見えてきました。

二つ目、8050世帯というところですが、親御さんの時には苦労もあり、頑張ってきた思いを大事にしながら関係者として関わることが大事だというふうに、事例を通して思っております。

三つ目、区内には短期入所が2か所、夕方の支援を行う日中一時支援のトワイライトが1か所のみです。親亡き後の準備ですか、レスパイト・余暇目的の利用者が増えていく中で、受け皿が少ないということも分かりました。

四つ目、情報提供する際に、「ただ軽作業している事業所です」と言うよりも、例えば「鉛筆の袋詰めの作業をしております」と言うとイメージがしやすくなり、ご本人の興味関心が広がっていくというか、興味関心が持てるかと思うのですけれども、その本人の心に響く+αの情報提供が大事だと事例を通して感じたところです。

五つ目、こちら相談支援専門員の方へのお願いになるのですけれども、緊急床に入られて、相談支援専門員としては「ああ、ほっとした。」と思われたと思うのですけれども、今後「この方をどうする?」という方針を決める会議がなかなか開催されなくて、受け入れ先としては大変困ったと伺っております。この件に関しては、相談支援連絡会に行ってもお話しはしているのですけれども、本日は相談支援専門員の方もたくさんいらっしゃっておりましお、改めて会議開催は早めにお願いしたいと思っております。

六つ目、強度行動障害のある方の対応ができる事業所ですと、人材が少ないということがありました。また、強度行動障害とされる症状の多くは生まれつき存在しているというのではなくて、環境や対応によって起きるというふうにも考えられておりますので、こちらも子どもの時からの支援が重要だと思いました。

以上、六つの活動から見えてきたことなのですけれども、令和6年の拠点コーディネーターの活動を振り返りますと、少しずつ拠点コーディネーターを知っていただく中で挙がってくる個別ケースがどのようなルートで挙がってくるかという傾向が見えてきたように思います。

そのルート先としては相談支援専門員・障害者福祉課のケースワーカー・基幹相談支援センター・地域包括支援センターです。一方、就労Bですか生活介護といわれるサービス提供事業所からの相談は少ないという課題が見えました。これは実績件数も少なくて、拠点コーディネーターが周知されていないことが要因なのではないかと感じております。個別事例を通じて、また部会等に参加させていただきまして、地域の実情ですか地域の課題は見えてきたところであり、先ほどの六つを挙げさせていただきました。このような課題が見えてきたところもあるのですけれども、まだまだ実績件数も少ないこともあります、十分な把握ができていない状況でございます。令和7年度も引き続き個別事例の把握ですか、対応の実績件数を積み上げていきまして、更に拠点コーディネーターを知っていただくことを目標に取り組んでいきたいと思っています。また、その取り組んでいった個別の事例から地域の実情ですか、地域の課題の把握に努めて体制の整

備を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。私からの報告は以上です。

会長：

ありがとうございました。こちらの件に関してご質疑があればお願ひいたします。特によろしいでしょうか。なければ了承という形で進めさせていただきたいと思います。

(一同了承)

会長：

続きまして次第5、「令和7年度新たな取り組み」について事務局よりご説明をお願ひいたします。

事務局（障害者福祉課長）：

資料4、障がい者グループホームの整備についてご説明をさせていただきます。まず、目的でございますが、障がい者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、重度の障がい者を受け入れ可能なグループホームを整備するというものでございます。予定している場所でございますが、裏面に地図がありますので合わせてご確認ください。小台橋のたもとのところでございまして、こちら都有地を取得いたしました。その東側の立地の駐車場につきましても賃借を交渉中でございます。次に、運営方法でございますけども、民設民営ということで、区が事業者に先ほどどの用地を貸し付けまして、事業者が施設を整備して運営することを想定しております。公募型のプロポーザル（企画競争入札）で設定する予定でございます。続いて、整備機能でございますが、このグループホームと合わせまして、地域の不足している機能を整備する方向で検討をしておりまして、公募までに決定したいと考えております。

今のところの案でございますけども、少し不足している機能として、先ほどもご紹介の短期入所でございますとか、こちらについてはとりわけ医療的ケア児が利用できるところがほぼないといいますか、不足しているというところで考えておりますのと、あと施設入浴でございます。ご自宅で入浴が困難な方向けのサービス。あとこちらも先ほどございましたトワイライトです。こちらの方も不足しているということで、候補案として挙がっているところでございます。また、こちらのグループホームにつきましては、『スクラムあらかわ』はすごく大きな施設で、3年経つたら出る通過型ということでやっておりますが、今回については入居期間を定めない形で作ることを考えております。

今後の予定でございますが、6月に作成した資料で6月の予定が入っておりますけども、都有地の引き渡しを終えて、住民説明会を先日実施いたしました。そして11月ごろ公募いたしまして、春には事業者を決定して、そこから工事を始めまして、予定では令和11年3月ごろに開設というところで今進めているところでございます。簡単ではありますけれども以上でございます。

会長：

ありがとうございました。最後に事務局から次回開催についてお願ひいたします。

事務局（障害者福祉課長）：

次の開催は調整中でございますけれども、本年11月ごろに考えております。決まりましたら別途ご案内をさせていただきます。以上です。

○○委員：

『基幹相談支援センター』の○○と申します。今回ありがとうございました。頭の整理としてお話をさせていただければと思うのですが、私も10年間この協議会に参加させていただきまして、相談支援の課題というのが役所の方の牽引力があって、随分解決してきているところもあるではなかろうかというふうに思っています。サービス等利用計画がない方がたくさんいらっしゃるところからほぼ全ての方に届いてきた。基幹相談支援センターを設置していただいて、ただそれであっても、今日の報告にありましたように、相談支援専門員もまだまだ不足しているのがこの5年間ずっとこの協議会の中でも言われてきたところです。そこに関して役所の方はしっかりした補助金を今年度から付けてくださっていますけれども、それが十分活用されていないという実態があります。相談支援専門員の不足を解消していくかなければいけないというこの状態の話の中で、補助金が用意されて、でもそれを活用できていない民間がいてということは、役所の課題はもう既に解決していると思っていて、これはもう、私どもはどうするかということを今一度考えなければいけないと考えているところであります。もう一つ、10年間解決していない課題がありまして、これは地域定着です。この事業者が一つも増えていません。これはこの協議会全体の責任ではないかというふうに思っているところです。

最後になりますが、次回以降ぜひと思っていますのが、この間今日のご報告にもありましたように、基幹相談支援センターの取組やコーディネーターの取組については大人の支援にとどまっているのです。子どもの支援が十分協議されていない。セルフプラン率もかなり高いのです。医ケアの問題もあります。こういった医療的ケア児等支援協議会や部会の話もぜひお聞きしたいと思いますし、障がい児を支える仕組みあたりについても議論していくとよいのではないかと思いますので、またご検討をいただければと思います。

会長：

貴重なご意見ありがとうございました。他によろしいですか。それでは令和7年度第1回荒川区自立支援協議会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。

以上